

新旧対照表

( 関税法基本通達 )

新	旧
<p>( 承認申請手続等 )</p> <p>7 の 9 - 2 <u>特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等</u>については、次による。</p> <p>(1) 承認申請書の提出</p> <p>法第 7 条の 9 第 2 項((電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用))において準用する電子帳簿保存法(以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。)第 6 条第 1 項及び第 2 項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))(電子帳簿保存法第 9 条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請(以下この項において「承認申請」という。)は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類(以下この節において「関税関係帳簿書類」という。)の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」( C - 9300 ) 又は「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」( C - 9310 )(以下この項及び後記 7 の 9 - 4 (変更の届出手続等)において「承認申請書」という。)2 通(原本、申請者用)を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(2) 承認申請書の記載事項</p> <p>関税法施行規則第 1 条((関税関係帳簿書類の保存方法等))において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号)(以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。)第 5 条第 1 項第 7 号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去 1 年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(取りやめの届出手続等)</p> <p>7 の 9 - 3 <u>特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等</u>については、次による。</p>	<p>( 承認申請手続等 )</p> <p>7 の 9 - 2 <u>帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等</u>については、次による。</p> <p>(1) 承認申請書の提出</p> <p>法第 7 条の 9 第 2 項((電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用))において準用する電子帳簿保存法(以下単に「電子帳簿保存法」という。)第 6 条第 1 項及び第 2 項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))(電子帳簿保存法第 9 条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請(以下この項において「承認申請」という。)は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類(以下この節において「関税関係帳簿書類」という。)の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」( C - 9300 ) 又は「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」( C - 9310 )(以下この項及び後記 7 の 9 - 4 (変更の届出手続等)において「承認申請書」という。)2 通(原本、申請者用)を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(2) 承認申請書の記載事項</p> <p>関税法施行規則第 1 条((関税関係帳簿書類の保存方法等))において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号)(以下単に「電子帳簿保存法施行規則」という。)第 5 条第 1 項第 7 号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去 1 年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p> <p>(3) ~ (6) (同左)</p> <p>(取りやめの届出手続等)</p> <p>7 の 9 - 3 <u>帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等</u>については、次による。</p>

新旧対照表

( 関税法基本通達 )

新	旧
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(変更の届出手続等)</p> <p>7の9-4 <u>特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の</u>手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)</p> <p>7の9-5 <u>特例輸入者に係る電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム(以下この節において「COM」という。)による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>7の9-6 <u>特例輸入者に係る承認の取消し等の取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94-2 <u>前記7の9-2(承認手続等)、7の9-3(取りやめの届出手続等)、7の9-4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)、7の9-5(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、7の9-6(承認の取消し等)の(1)及び(2)、7の9-7(COMによる保存等の取扱い)並びに7の9-8(新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第2項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、</u></p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(変更の届出手続等)</p> <p>7の9-4 <u>帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続等については、次による。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)</p> <p>7の9-5 <u>電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム(以下この節において「COM」という。)による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。</u></p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>7の9-6 <u>承認の取消し等の取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

( 関税法基本通達 )

新	旧
<p>直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第 1 条」とあるのは「第 8 条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7 の 9 - 8（新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「94 - 2 において準用する 7 の 9 - 8（新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7 の 9 - 3 中「特例輸入者が」とあるのは「法第 94 条第 1 項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7 の 9 - 4 中「特例輸入者が」とあるのは「法第 94 条第 1 項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7 の 9 - 5 中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7 の 9 - 6 中「特例輸入者」とあるのは「法第 94 条第 1 項に規定する者」と、7 の 9 - 7 中「7 の 9 - 2」とあるのは「94 - 2 において準用する 7 の 9 - 2」と、7 の 9 - 8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と</p>	<p>( 新設 )</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<u>読み替えるものとする。</u>	(新設)